

文 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案新旧対照条

目 次

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）（第一条関係）	一
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第二条関係）	二
所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（第二条関係）	四
法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（第二条関係）	六
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（第三条関係）	八
特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（第三条関係）	一〇
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）（第三条関係）	一二

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>第四条 法第四十一条各号に掲げる事務以外の法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、<u>法第三十二条の二第一項の規定による指定、同条第五項の規定による命令及び同条第六項の規定による取消しに関する事務を除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面</u>については、当該方面公安委員会が行う。</p>	<p>（方面公安委員会への権限の委任）</p> <p>第四条 法第四十一条各号に掲げる事務以外の法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、<u>法第三十一条第一項の規定による指定、同条第五項の規定による命令及び同条第六項の規定による取消しに関する事務を除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面</u>については、当該方面公安委員会が行う。</p>

改 正 案	現 行
<p>（科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲） 第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、法第七十条第一項に規定する贈与に係る財産によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へ、ト、又からワまで、ヨ、ソからネまで、ラ、ム及びノに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（八に掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの</p> <p>イ～ナ（略）</p> <p>ラ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）<u>第三十二条の二第二項第一号から第九号まで</u>に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けている</p>	<p>（科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲） 第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、法第七十条第一項に規定する贈与に係る財産によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へ、ト、又からワまで、ヨ、ソからネまで、ラ、ム及びノに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（八に掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの</p> <p>イ～ナ（略）</p> <p>ラ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）<u>第三十一条第二項第一号から第九号まで</u>に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの</p>

もの又は同法第三十二条の三第二項第一号から第四号までに掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの

ムノ (略)

四六 (略)

2 (略)

又は同法第三十二条第二項第一号から第四号までに掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの

ムノ (略)

四六 (略)

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第二百十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、受け入れた寄付金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へからチまで、ル、ヲ、カからタまで、ツ、ラからウまで、ノ、オ、マ、フ及びテからサまでに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（八に掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの</p> <p>イ～中（略）</p> <p>ノ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第</p>	<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第二百十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、受け入れた寄付金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へからチまで、ル、ヲ、カからタまで、ツ、ラからウまで、ノ、オ、マ、フ及びテからサまでに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（八に掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの</p> <p>イ～中（略）</p> <p>ノ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第</p>

七十七号)第三十二條の二第二項第一号から第九号まで(都道府県暴力追放運動推進センター)に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの又は同法第三十二條の三第二項第一号から第四号まで(全国暴力追放運動推進センター)に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの

オ～サ (略)

四～六 (略)

2・3 (略)

七十七号)第三十一條第二項第一号から第九号まで(都道府県暴力追放運動推進センター)に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの又は同法第三十二條第二項第一号から第四号まで(全国暴力追放運動推進センター)に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けているもの

オ～サ (略)

四～六 (略)

2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へからチまで、ル、ヲ、カからタまで、ツ、ラからウまで、ノ、オ、マ、フ及びテからサまでに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（八に掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの</p> <p>イ～サ（略）</p> <p>ノ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）<u>第三十二条の二第二項第一号から第九号まで</u>（都道府県暴</p>	<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 民法法人（前号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもので当該民法法人の主たる目的である業務に関し、その運営組織及び経理が適正であると認められること、相当と認められる業績が持続できること、受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないことその他適正な運営がされているものであることにつき当該法人に係る主務大臣（イからニまで、へからチまで、ル、ヲ、カからタまで、ツ、ラからウまで、ノ、オ、マ、フ及びテからサまでに掲げる法人（財務省令で定める法人を除く。）のうち民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該法人に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関があるものにあつては、当該都道府県の知事その他の執行機関）の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から二年（八に掲げる法人にあつては、五年）を経過していないもの</p> <p>イ～サ（略）</p> <p>ノ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）<u>第三十一条第二項第一号から第九号まで</u>（都道府県暴力追</p>

力追放運動推進センター)に掲げる事業を主たる目的とする法人で同
条第一項の規定による指定を受けているもの又は同法第三十二条の三
第二項第一号から第四号まで(全国暴力追放運動推進センター)に掲
げる事業を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受
けているもの

オ～サ (略)

四～六 (略)

2・3 (略)

放運動推進センター)に掲げる事業を主たる目的とする法人で同条第
一項の規定による指定を受けているもの又は同法第三十二条第二項第
一号から第四号まで(全国暴力追放運動推進センター)に掲げる事業
を主たる目的とする法人で同条第一項の規定による指定を受けている
もの

オ～サ (略)

四～六 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（法第三十七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第九条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>	<p>（法第三十七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第九条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>

二、子 (略)
三 (略)

二、子 (略)
三 (略)

改正案	現行
<p>（法第四十九条第三項の政令で定める基準）</p> <p>第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p>	<p>（法第四十九条第三項の政令で定める基準）</p> <p>第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p>

二、子 (略)
三 (略)

二、子 (略)
三 (略)

改正案	現行
<p>（法第七百七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第十六条 法第七百七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二條の二第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の三、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二）又（略）</p>	<p>（法第七百七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第十六条 法第七百七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一條第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の三、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>二）又（略）</p>

三
(略)

三
(略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則案新旧対照条文
 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置等） 第十四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第十三条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第三十二条の二第一項の都道府県暴力追放運動推進センター（第二十七条第十号及び第二十九条において「都道府県センター」という。）が行っている法第三十二条の二第二項第八号の事業について教示すること。</p> <p>五・六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（事業者に対する援助の措置） 第十五条 公安委員会は、法第十四条第一項の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）</p>	<p>（暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置等） 第十四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第十三条の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第三十一条第一項の都道府県暴力追放運動推進センター（第二十七条第十号及び第二十九条において「都道府県センター」という。）が行っている法第三十一条第二項第八号の事業について教示すること。</p> <p>五・六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（事業者に対する援助の措置） 第十五条 公安委員会は、法第十四条第一項の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めるときは、当該申出の内容に応じて、次に掲げる援助の措置を採るものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）</p>

の規定により登録を受けた不当要求情報管理機関（法第三十二条の第二
二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。第十八条第三項に
おいて同じ。）を紹介すること。

（その者と密接な関係を有する者）

第二十二條 法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定める者は、次のと
おりとする。

一（五）（略）

六 その者が法第三十二条の二第一項第二号の暴力追放相談委員として現
に暴力団への加入又は暴力団からの脱退に係る暴力団員による不当な行
為に関する相談の申出を受け、助言をしている場合における当該不当な
行為の相手方

（離脱の意志を有する者に対する援護の措置等）

第二十七條 法第二十八条第一項の規定により公安委員会が行う援護の措置
は、次のとおりとする。

一（九）（略）

十 都道府県センターが行う法第三十二条の二第一項第五号の事業につい
て離脱希望者その他関係者に対して教示し、並びに公共職業安定所、刑
務所その他の矯正機関、保護観察所その他の更生保護機関及び保護司会
その他の更生保護団体と必要な連絡をすること。

十一（略）

の規定により登録を受けた不当要求情報管理機関（法第三十一条第二項
第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。第十八条第三項におい
て同じ。）を紹介すること。

（その者と密接な関係を有する者）

第二十二條 法第十六条第三項の国家公安委員会規則で定める者は、次のと
おりとする。

一（五）（略）

六 その者が法第三十一条第一項第二号の暴力追放相談委員として現に暴
力団への加入又は暴力団からの脱退に係る暴力団員による不当な行為に
関する相談の申出を受け、助言をしている場合における当該不当な行為
の相手方

（離脱の意志を有する者に対する援護の措置等）

第二十七條 法第二十八条第一項の規定により公安委員会が行う援護の措置
は、次のとおりとする。

一（九）（略）

十 都道府県センターが行う法第三十一条第二項第五号の事業について離
脱希望者その他関係者に対して教示し、並びに公共職業安定所、刑務所
その他の矯正機関、保護観察所その他の更生保護機関及び保護司会その
他の更生保護団体と必要な連絡をすること。

十一（略）

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）<u>第三十二条の二</u>第一項の規定による都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>法第三十二条の二</u>第二項各号に掲げる事業（以下「暴力追放事業」という。）を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 暴力追放相談委員（<u>法第三十二条の二</u>第一項第二号に規定する暴力追放相談委員をいう。以下同じ。）として選任した者の氏名、住所及び略歴並びに相談業務（暴力団員（<u>法第二条第六号</u>に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による不当な行為に関する相談、少年に対する暴力団（<u>法第二条第二号</u>に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の影響を排除するための活動又は暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動に関する業務をいう。以下同じ。）に従事した経歴を記載した書面</p> <p>六～九（略）</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）<u>第三十一条</u>第一項の規定による都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>法第三十一条</u>第二項各号に掲げる事業（以下「暴力追放事業」という。）を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 暴力追放相談委員（<u>法第三十一条</u>第一項第二号に規定する暴力追放相談委員をいう。以下同じ。）として選任した者の氏名、住所及び略歴並びに相談業務（暴力団員（<u>法第二条第六号</u>に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による不当な行為に関する相談、少年に対する暴力団（<u>法第二条第二号</u>に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の影響を排除するための活動又は暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動に関する業務をいう。以下同じ。）に従事した経歴を記載した書面</p> <p>六～九（略）</p>

(指定の公示)

第二条 公安委員会は、法第三十二条の二第一項の規定による指定を行ったときは、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該指定を行った年月日を公示しなければならない。

(暴力追放相談委員)

第四条 法第三十二条の二第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一～三 (略)

(暴力追放相談委員証)

第五条 (略)

2 暴力追放相談委員は、相談事業(法第三十二条の二第一項第二号に規定する相談事業をいう。以下同じ。)に係る相談業務に従事するに当たっては、都道府県センターの交付する別記様式第一号の暴力追放相談委員証を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
い。

(都道府県センターの基準)

第六条 法第三十二条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる相談事業の種類(法第三十二条の二第二項第三号、第四号又は第五号の事業の別をいう。以下同じ。)の区分に従い、次に定める

(指定の公示)

第二条 公安委員会は、法第三十一条第一項の規定による指定を行ったときは、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該指定を行った年月日を公示しなければならない。

(暴力追放相談委員)

第四条 法第三十一条第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

一～三 (略)

(暴力追放相談委員証)

第五条 (略)

2 暴力追放相談委員は、相談事業(法第三十一条第一項第二号に規定する相談事業をいう。以下同じ。)に係る相談業務に従事するに当たっては、都道府県センターの交付する別記様式第一号の暴力追放相談委員証を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(都道府県センターの基準)

第六条 法第三十一条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる相談事業の種類(法第三十一条第二項第三号、第四号又は第五号の事業の別をいう。以下同じ。)の区分に従い、次に定める暴力

暴力追放相談委員の数がそれぞれ当該種別の相談事業を行うために必要な数以上であること。

イ 法第三十二条の二第二項第三号の事業 次のいずれかに該当する暴力追放相談委員

- (1)・(2) (略)

ロ 法第三十二条の二第二項第四号の事業 次のいずれかに該当する暴力追放相談委員

- (1)・(2) (略)

ハ 法第三十二条の二第二項第五号の事業 次のいずれかに該当する暴力追放相談委員

- (1)・(2) (略)

二〇四 (略)

(不当要求情報管理機関に対する援助)

第十条 都道府県センターは、不当要求情報管理機関（法第三十二条の二第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。）で不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の規定により登録を受けたものから援助の申出があつたときは、その申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を迅速かつ適切に採るよう努めなければならない。

一〇四 (略)

(都道府県警察からの援助)

第十一条 都道府県警察は、都道府県センターからその業務の円滑な運営を図るため援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を相当

追放相談委員の数がそれぞれ当該種別の相談事業を行うために必要な数以上であること。

イ 法第三十一条第二項第三号の事業 次のいずれかに該当する暴力追放相談委員

- (1)・(2) (略)

ロ 法第三十一条第二項第四号の事業 次のいずれかに該当する暴力追放相談委員

- (1)・(2) (略)

ハ 法第三十一条第二項第五号の事業 次のいずれかに該当する暴力追放相談委員

- (1)・(2) (略)

二〇四 (略)

(不当要求情報管理機関に対する援助)

第十条 都道府県センターは、不当要求情報管理機関（法第三十一条第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。）で不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の規定により登録を受けたものから援助の申出があつたときは、その申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を迅速かつ適切に採るよう努めなければならない。

一〇四 (略)

(都道府県警察からの援助)

第十一条 都道府県警察は、都道府県センターからその業務の円滑な運営を図るため援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を相当

と認めるときは、申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一 (略)

二 相談事業に係る相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に資するため相談に係る暴力団員に対する警告、相談の申出人等(法第三十二条の二第二項第二号に規定する相談の申出人等をいう。)の保護その他の措置を講ずること。

三 (略)

(指定の取消しの公示)

第十四条 公安委員会は、法第三十二条の二第六項の規定により都道府県センターの指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用規定)

第十六条 第一条(第二項第五号から第八号までの規定を除く。)の規定は法第三十二条の三第一項の規定による全国暴力追放運動推進センター(以下この条において「全国センター」という。)の指定を受けようとする法人について、第二条の規定は法第三十二条の三第一項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定は全国センターについて準用する。この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」とあるのは「国家公安委員会」と、同項第二号中「法第三十二条の二第二項各号に掲げる事業(以下「暴力追放事業」という。)」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」と、同項第三号中「暴力追放事

と認めるときは、申出の内容に応じ、次に掲げる援助の措置を採るものとする。

一 (略)

二 相談事業に係る相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に資するため相談に係る暴力団員に対する警告、相談の申出人等(法第三十一条第一項第二号に規定する相談の申出人等をいう。)の保護その他の措置を講ずること。

三 (略)

(指定の取消しの公示)

第十四条 公安委員会は、法第三十一条第六項の規定により都道府県センターの指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用規定)

第十六条 第一条(第二項第五号から第八号までの規定を除く。)の規定は法第三十二条第一項の規定による全国暴力追放運動推進センター(以下この条において「全国センター」という。)の指定を受けようとする法人について、第二条の規定は法第三十二条第一項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第三条、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定は全国センターについて準用する。この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」とあるのは「国家公安委員会」と、同項第二号中「法第三十一条第二項各号に掲げる事業(以下「暴力追放事業」という。)」とあるのは「法第三十二条第二項各号に掲げる事業」と、同項第三号中「暴力追放事業」とあるのは

業」とあるのは、「法第三十二条の三第一項各号に掲げる事業」と、第二条及び第三条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十二条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業」と、第十三条第一項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十四条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、法第三十二条の二第六項」とあるのは「法第三十二条の三第三項において準用する法第三十二条の二第六項」と読み替えるものとする。

「法第三十二条第一項各号に掲げる事業」と、第二条及び第三条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十二条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「暴力追放事業」とあるのは「法第三十二条第二項各号に掲げる事業」と、第十三条第一項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第十四条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、法第三十一条第六項」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第三十一条第六項」と読み替えるものとする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）（第三条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第六条関係） 一・二（略） 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）		別表第三（第六条関係） 一・二（略） 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係法令の規定 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	
第三十二條の三第三項において読み替へて準用する第三十二條の二第五項、第三十二條の三第一項及び第三十八條第一項	第三十二條の三第三項において読み替へて準用する第三十一條第五項、第三十二條第一項及び第三十八條第一項	第三十二條の三第三項において読み替へて準用する第三十一條第五項、第三十二條第一項及び第三十八條第一項	第三十二條の三第三項において読み替へて準用する第三十一條第五項、第三十二條第一項及び第三十八條第一項
四・五（略）	四・五（略）	四・五（略）	四・五（略）

不当要求情報管理機関登録規程の一部を改正する件新旧対照条文
 不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は、不当要求情報管理機関（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）<u>第三十二</u>条の二第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。以下同じ。）の登録に関し必要な事項を定めることにより、不当要求情報管理機関の業務の適正な実施に資することを目的とする。</p> <p>（登録の要件）</p> <p>第三条 登録の要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 役員（当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体以外の者である場合にあつては、その主要な職員をいい、当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体に置かれた機関である場合にあつては、当該団体の役員を含む。次条第二項第三号及び第四号において同じ。）のうち次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 暴力的不法行為等（法第二条第一号に規定する暴力的不法行為等をいう。）又は法第八章（法第四十七条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しないもの</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は、不当要求情報管理機関（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）<u>第三十一</u>条第二項第七号に規定する不当要求情報管理機関をいう。以下同じ。）の登録に関し必要な事項を定めることにより、不当要求情報管理機関の業務の適正な実施に資することを目的とする。</p> <p>（登録の要件）</p> <p>第三条 登録の要件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 役員（当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体以外の者である場合にあつては、その主要な職員をいい、当該不当要求情報管理機関が法人その他の団体に置かれた機関である場合にあつては、当該団体の役員を含む。次条第二項第三号及び第四号において同じ。）のうち次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 暴力的不法行為等（法第二条第一号に規定する暴力的不法行為等をいう。）又は法第七章（法第四十七条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しないもの</p>

口・八 (略)
二了四 (略)

口・八 (略)
二了四 (略)